

## 【付録】

## 補てん特約の対象・用件・基準等について

項 目	盗 難 通 帳	インターネット・バンキング (モバイル・バンキングを含む)
補てん対象	個人のお客さま	個人のお客さま
補てん要件	金融機関への速やかな通知 金融機関への十分な説明 捜査当局への盗取の届出	金融機関への速やかな通知 金融機関への十分な説明 捜査当局への被害事実などの事情説明 (真摯な協力)
補てん基準	1. 預金者が無過失である ⇒ 全額補てん 2. 預金者の過失*あり ⇒ 75%補てん 3. 預金者の重大な過失*あり ⇒ 補てんできません	1. 預金者が無過失である ⇒ 全額補てん 2. 預金者の過失あり・重大な過失*あり ⇒ 個別対応  インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各金融機関が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様でないことから、重大な過失・過失の種類や、それに応じた補てん割合を定型的に策定することは困難である。したがって、補てんを行う際には、被害に遭ったお客さまの態様やその状況等を加味して判断します。
その他	金融機関への通知が被害発生日の 30 日後まで行われなかった場合、親族等による払戻しの場合、虚偽の説明を行った場合、戦争・暴動等社会秩序の混乱に乗じてなされた場合は補てんを行いません。	金融機関への通知が被害発生日の 30 日後まで行われなかった場合、親族等による払戻しの場合、虚偽の説明を行った場合、戦争・暴動等社会秩序の混乱に乗じてなされた場合は補てんを行いません。

※ 預金者の過失、預金者の重大な過失については、【重大な過失または過失となりうる場合】をご参照ください。

## 【重大な過失または過失となりうる場合】

この特約において規定する「お客さまにおける重大な過失または過失となりうる場合」の具体的な事例は、以下のとおりです。

### 1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおり。

- (1) 預金者が他人に通帳等を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記 (1) および (2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、信用組がやむを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。

### 2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他本人に (1) から (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上